

議 案 第 6 号

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸都市計画八ヶ崎二丁目地区地区計画の地区整備計画区域をこの条例の適用区域とし、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度及び位置の制限を設けるため。

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年松戸市条例第26号）の一部を次のように改める。

別表第1に次のように加える。

松戸都市計画八ヶ崎二丁目地区地区計画
--------------------

別表第2に次のように加える。

松戸都市計画八ヶ崎二丁目地区地区計画	地域交流地区	<p>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの</p> <p>(2) 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの(結婚式場を除く。)</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所その他これらに類するもの</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 単独車庫(附属車庫を除く。)</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 畜舎(ペットショップ及び動物病院を除く。)</p> <p>(8) 工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの(日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が300平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。)</p> <p>(9) 法別表第2(ぬ)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品の貯蔵又は処理に供するもので、政令第130条の9で定めるもののうち、用途地域を商業地域としたもの</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号並びに同条第5項に規定する営業を営む施設</p>	10,000平方メートル	<p>(1) 1号壁面線に面する部分にあつては3メートル。ただし、地盤面からの高さが3メートル以上の部分にあつては2メートル</p> <p>(2) 2号壁面線に面する部分にあつては1メートル</p>	<p>「1号壁面線」及び「2号壁面線」とは、それぞれ松戸都市計画八ヶ崎二丁目地区地区計画の地区整備計画において1号壁面線又は2号壁面線として定められた壁面線をいう。</p>
--------------------	--------	--	--------------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。